

川西市資金管理検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 22 号

川西市資金管理検討委員会規則の一部を改正する規則

川西市資金管理検討委員会規則（平成14年川西市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第3条関係） 上下水道局長 企画財政部副部長	別表（第3条関係） 上下水道局長 企画財政部副部長 <u>上下水道局副局長</u> <u>財政課長</u> <u>会計課長</u> <u>経営企画課長</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。